

# 業務を行う役員を選任(画定)する場合の【業務分掌表】作成例

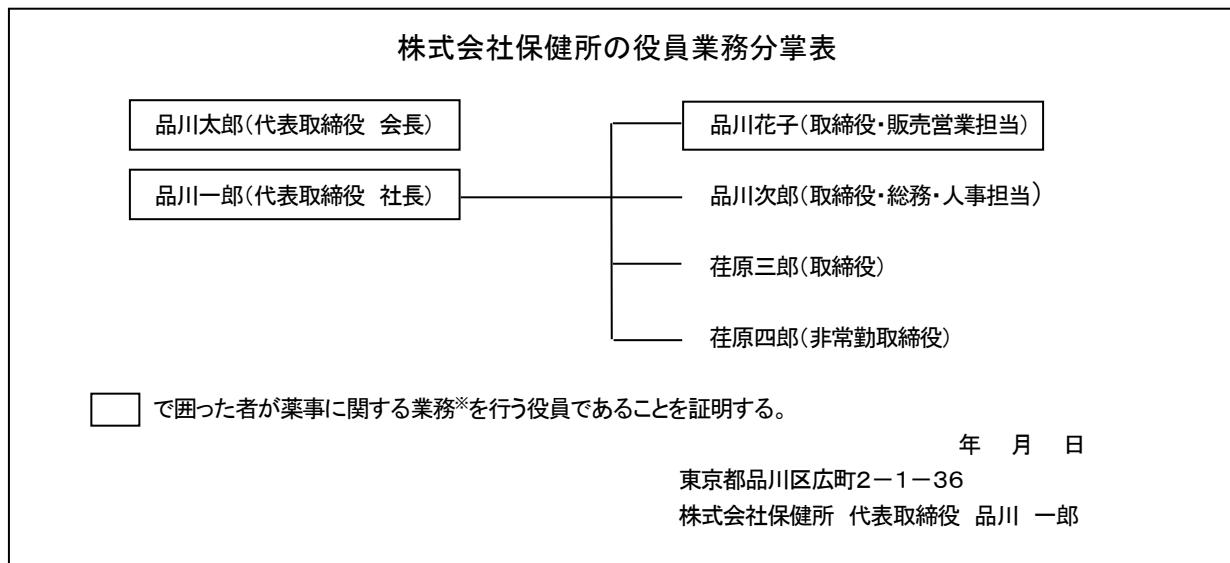
法人の業務を行う役員<sup>注)</sup>から、薬事に関する業務を行う役員を選任(画定)する場合に必要です。

## 注)【法人の業務を行う役員】の範囲

- (ア) 合名会社: 定款に別段の定めのないときは社員全員
- (イ) 合資会社: 定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員
- (ウ) 合同会社: 定款に別段の定めのないときは社員全員
- (エ) 株式会社(特例有限会社を含む。): 取締役全員、ただし業務を行う役員を画定した場合には、会社を代表する取締役及び当該許可申請に係る業務を担当する取締役、委員会設置会社の場合は、代表執行役員及び当該許可申請に係る業務を担当する執行役員
- (オ) 外国会社: 会社法第817条にいう代表者(日本における代表者)
- (カ) 民法法人、協同組合等: 理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

(平成18年5月25日付厚生労働省医薬食品局総務・審査管理・安全対策課長連名通知)

## <記載例1> 組織図タイプ



## <記載例2> 表タイプ

**株式会社保健所の役員業務分掌表**

	氏名	業務内容
◎	品川太郎	代表取締役 会長
◎	品川一郎	代表取締役 社長
◎	品川花子	取締役 販売営業担当
	品川次郎	取締役 総務・人事担当
	荻原三郎	取締役
	荻原四郎	取締役 非常勤

◎の者が薬事に関する業務\*を行う役員であることを証明する。

年 月 日  
東京都品川区広町2-1-36  
株式会社保健所 代表取締役 品川 一郎

## <注意>

例1又は例2いずれのタイプで作成してもかまいません。

届出時における登記事項証明書に役員(監査役・監事を除く)として登記されている方全員を記載して下さい。また、各役員の役職・担当業務を記載してください。(例:「代表取締役 社長」、「取締役 販売営業担当」等)

「代表権を持つ役員」及び「届出する営業所の薬事に関する業務を行う役員(監査役・監事を除く)」を選任(画定)してください。「代表権を持つ役員」は、選任(画定)からはずすことはできません。) 薬事に関する業務を行わない役員については、薬事業務に関与しない事が客観的にわかる程度の業務内容を記載してください。(例: 総務・人事・経理担当、非常勤、関西地区担当、海外担当等) 薬事に関する業務を行わない役員のみの変更については、変更届は不要です。

変更で新たに選任(画定)された役員については、疎明書又は診断書(麻薬小売業者の場合は診断書)を提出してください。